

錦町の幼児教育・保育事業をご紹介します

錦町では、子ども・子育て支援新制度に基づき策定した、「錦町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもたちの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な支援の提供に取り組んでいます。

子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という考え方に基づいて、子育て支援の量を増やし、必要とするすべての家庭が利用できる支援を用意。子育て支援の質を向上して、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指しています。

子ども・子育て支援新制度を利用するには？

まずは、**保育認定**または**教育標準時間認定**を受けることが必要です。

幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望する場合は、表1の3つの認定区分により認定を受けることとなります。また、保育認定を受ける場合には、保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれますので詳しくは表2をご確認ください。

表1：3つの認定区分

1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	
教育標準時間認定	利用先	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育を希望する場合	
満3歳以上・保育認定	利用先	幼稚園、認定こども園、保育所
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育を希望する場合	
満3歳未満・保育認定	利用先	幼稚園、認定こども園、保育所

表 2：保育標準時間と保育短時間

★標準時間（11時間）★

認定こども園 7時30分～18時30分 延長は前後共に30分（延長時間：7時～19時）

保育園 7時～18時 延長は後1時間（延長時間：7時～19時）

★短時間（8時間）★

認定こども園 9時～17時 延長は前後共に1時間30分（延長時間：7時30分～18時30分）

保育園 8時30分～16時30分 延長は前後共に1時間30分（延長時間：7時～18時）

★1号認定（教育）★

3歳以上 9時～13時の4時間 13時以降の延長も可能（最大17時まで）

番号	保育を必要とする事由	保育短時間利用	保育標準時間利用
1	就労	月48時間以上 120時間未満の就労	月120時間以上の 就労
2	産前産後 （産前8週から産後8週目の 月末まで）	— ※保護者が希望する場合 は利用可能とする	○
3	保護者の疾病、障害	—	○
4	同居親族の介護、看護	月48時間以上 120時間未満の介護等	月120時間以上の 介護等
5	災害復旧	—	○
6	求職活動※① （90日以内に就労すること が必要）	○	—
7	就学、職業訓練	月48時間以上 120時間未満の就学等	月120時間以上の 就学等
8	児童虐待・DV	—	○
9	育休期間中の特例利用 ※②	○	—
10	その他 産後の特例利用 ※③	○	—

※①求職活動が理由で保育認定を受けている方は、原則90日以内に就労いただく必要がありますが、1年間を限度に3回まで更新することができます。ただし、申し出から90日を経過

するたびに状況調査をさせていただきます。4回目の調査までには就労いただくか別の保育を必要とする事由が必要となりますのでご注意ください。

※①：在園児については、育児休業の対象の子どもが満1歳になる年度の末日まで、1～8までの事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。

※②：在園児については、出産児童が満1歳になる月の末日まで、1～8までの事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。

認定を受けるための手続きはどうしたらいいの？

認定を受けるためには、まず申し込みが必要です。入園を希望する日の1カ月前までを目途に錦町役場住民福祉課の窓口へお申し込みください。ただし、1号認定（教育標準時間）を希望する場合は、園との直接契約となりますので、希望する園から内定をいただいた後にお申し込みください。申込後は内容を審査し認定証を発行します。

また、町外の施設への入園（広域入所）を希望することもできますが、申し込みはあくまでお住いの市町村窓口となりますのでお間違のないようお願いします。

提出書類は下記からダウンロードいただくか、窓口まで取りにお越しください。提出書類は、認定区分、保育を必要とする事由などにより異なりますので、表3でご確認ください。

なお、園の見学はいつでもできますので、希望の園に直接ご相談ください。ちなみに申込前に見学し入園の内諾をいただくと入所がスムーズです。

提出書類一覧

①入園申込書（施設型給付費・地域型保育給付費認定申請書兼教育・保育施設等申込書（現況届）

②保育の必要性における事由（表3を参照）を証明する書類

③入所児童家庭調査書

※申込書には個人番号の記載が必要となります。

提出の際には個人番号カード（又は通知カード）及び身分証明書（個人番号カード、運転免許証等）の持参をお願いします。

※1号認定を希望される方は、上記提出書類 ①を提出してください。

※2号・3号認定を希望される方は、上記提出書類 ①、②、③を提出してください。

表3：保育の必要性における事由を証明する書類

①	常勤・パートで働いている人（自営業含む） 就労が内定している場合	就労（就職内定）証明書 自営業従事証明書
---	-------------------------------------	-------------------------

②	産前産後（産前8週から産後8週目の月末まで）	母子健康手帳
③	病気または心身に障害がある場合	障害者手帳等
④	病人や心身に障害のある方を看護・介護している場合	介護・看護状況確認書
⑤	災害復旧	罹災証明書
⑥	求職活動	入園理由申立書
⑦	就学・職業訓練	在学証明書
⑧	児童虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
⑨	育児休業	就労証明書
⑩	その他	随時対応

* ①・④・⑦の事由による入所の場合は、就労等の時間により保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に区分されます。

* ⑥・⑨・⑩については、保育短時間（8時間）の利用となります。

* 民生児童委員の証明が必要な書類については、必要事項を記入（白紙では証明してもらえません）のうえ、証明をもらってください。また、民生児童委員の住所、連絡先が分からない場合には住民福祉課子育て支援係（38-1112）までお問合せください。

* ⑥求職活動の事由による入所申込みの方は、就労された時点で就労証明書を必ず提出してください。

町内保育園・認定こども園一覧※赤字は認定こども園

名称	住所	定員	電話番号	開園時間（平日・土日） （延長保育含む）
西保育園	錦町大字西 266-1	60	38-0034	午前7時～午後7時
サン保育園	錦町大字西 18	50	38-2037	午前7時～午後7時
福島保育園	錦町大字一武 745-4	70	38-0260	午前7時～午後7時
木上ひかり保育園	錦町大字木上西 145	50	38-2427	午前7時～午後7時

錦こども園	錦町大字西 3604-7	15 (教育) 120 (保育)	38-1515	午前7時～午後7時
一武こども園	錦町大字一武275 4	5 (教育) 55 (保育)	38-2525	午前7時～午後7時

※延長保育、一時預かり事業については直接園にお問い合わせください

選考基準はどうなっているの？

入所決定を行うにあたっては、下の入所選考基準表（表4）を基に、指数が高い世帯を優先して決定します。これはあくまで、利用定員以上の申し込みがあった場合であって、定員に空きがある場合は考えなくても大丈夫です。

表4：入所選考基準表

・基本指数

保育必要性事由	細 目		指数
就労（家庭外）	常勤 （非常勤等含む）	月120時間以上勤務	10
		月120時間未満勤務	8
就労（自営業）	中心者		10
	協力者		8
産前産後	予定月中心前後2か月		9
疾病、障害			10
	疾 病	入院・常時病臥・精神性	8
		一般療養	
	障 害	身体障害者手帳：1級、2級 療育手帳：A 精神障害者保健福祉手帳：1級	10
		身体障害者手帳：3級 療育手帳：B1 精神障害者保健福祉手帳：2級	8
		身体障害者手帳：4級 療育手帳：B2	6

		精神障害者保健福祉手帳：3級	
介護、看護	看護 (介護)	病院等付添い	10
		自宅療養	8
災害復旧	・火災 ・風水害 ・地震 ・その他		10
求職活動	求職活動中のもの（起業準備含む）		6
就学、職業訓練	1日6時間以上就学		10
	1日6時間未満就学		9
児童虐待・DV	虐待・DVのおそれがあること		10
育休期間中の特例利用			7
産後の特例利用			7

・調整指数

細目	調整指数
ひとり親家庭等については調整指数を計上する	5
生活保護の世帯については調整指数を計上する	2
中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭については調整指数を計上する	3
虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭については調整指数を計上する	4
入所希望児童に障害がある場合は調整指数を計上する	4
育児休業が明け、復帰が確定している家庭については調整指数を計上する	2
入所希望児童が多胎児の場合は調整指数を計上する	5
兄弟姉妹が同一施設の利用を希望する場合は調整指数を計上する	5
60歳未満の無職の祖父母がいる場合は調整指数を減算する	-3
60～64歳の無職の祖父母がいる場合は調整指数を減算する	-1
祖父母に障害がある場合（身体障害者手帳1級所持）は調整指数を計上する	3
祖父母に障害がある場合（身体障害者手帳2級所持）は調整指数を計上する	2
祖父母に障害がある場合（身体障害者手帳1級、2級以外所持）は調整指数を計上する	1

町外の保育所等を希望する場合（広域入所）

錦町に居住し入所要件を満たす方（入所希望の市町村で就労中や里帰り出産等）は、町外保育所等への入所を希望することができます。ご希望される場合は、錦町役場住民福祉課に事前相談のうえ利用申込書他必要書類を入所希望月の1カ月前を目途にご提出ください。

なお、入所の可否は希望保育所等を所管する市区町村と協議のうえ決定となりますので、条件を満たしている場合でも入所できないことがあります。

※広域入所の条件を満たしている場合でも、広域入所を実施していない、受入れ可能な保育所等が限られている等広域入所の実施状況は市区町村により異なります。申込み期限等を事前にご希望の保育所等を所管する市区町村にご確認ください。

※町外の方が錦町所管の保育所等の広域入所をご希望される場合は、お住いの市区町村の保育担当部署へお問い合わせください。ただし、錦町への転入予定で申込みの場合は、直接錦町へ申込むことが可能です。

利用料はどうなるの？

保育料（利用者負担額）の完全無償化について

本町では、「のびのびとみんなで子育てできるまち」の形成を基本理念として、様々な子育てとして支援に取り組んでいます。令和6年4月からは町独自の支援として、保育施設を利用する際に発生していた保育料を完全無償化とし、さらなる子育て支援の充実を図っていきます。

さらに、**副食費（給食費、おやつ代等）についても、国の免除に該当しない児童の副食費については本来実費負担となりますが、錦町では4,800円を上限に補助しますので、原則ご負担いただくことはありません。**

※4,800円を超える副食費、行事費、延長保育料等はこれまでどおり実費負担となります。詳しくは各保育所等にご確認ください。

その他、利用できるサービスは？

施設等利用給付（預かり保育）について

教育標準認定（1号認定）を受けている子どもで、両親が就労等の理由により保育が必要な場合については、午後1時以降の預かり保育が可能となりますが、その費用について全額無料となります。ただし、利用するには事前に申請し町の認定を受ける必要がありますので、錦町住民福祉課へご相談ください。

【対象児童】

○認定希望日（入所日）時点で満3歳に達する以後の最初の3月31日を経過している子ども
○認定希望日（入所日）時点で満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子どもであって、かつ住民税非課税世帯に該当するもの

※利用申込書のほか、申請に必要な書類については、通常の保育認定を受ける場合と同様の書類をご提出ください。

病児・病後児保育について

病気で体調を崩して保育園や学校を休んで安静が必要なお子さんを、仕事が休めないなどの理由で家庭保育ができない場合に、一時的にお預かりし保育や看護を行います。管内では以下の施設が行っています。事前に登録等が必要ですのでまずは、施設にご相談ください。

【病後児保育施設】

病後児保育おひさま（パステール） ☎38-3936

対象児：生後6カ月～小学3年生まで

開所日：平日8：30～17：30（土・日・祝日・お盆・年末年始はお休みです）

利用料：町内（1,000円/日）、町外（1,500円/日）

※別途、食費300円がかかります（おやつ代含む）

【病児・病後児保育施設】

病児・病後児保育施設「ホッと館」（公立多良木病院内） ☎42-2560

対象児：生後6カ月～小学3年生まで

開所日：平日8：00～17：00（土・日・祝日・12/29～1/3はお休みです）

※延長あり

利用料：4,000円/日（半日の場合は半額となります）

※別途、食費300円がかかります（おやつ代含む）

※延長の場合は、30分当たり500円が追加されます。きょうだい同時利用の場合は、2人

目以降半額となります。

※当日キャンセルの場合は、利用額の半額がキャンセル料となります。

子育て支援事業について

錦町では、錦町保健センター内に設置している「錦町子育て支援センター」で様々な子育て支援事業を展開しています。詳しくは直接ご相談ください。

問 錦町子育て支援センター（錦町保健センター内） ☎38-2048

放課後児童クラブ（学童保育）について

放課後児童クラブとは、いわゆる学童保育のことで、保護者が共働き等で昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後の時間帯で適切な遊びの場や生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図るとともに、子育てを支援するために行っている事業です。町内には以下の4施設が設置されています。利用を希望する場合は直接お問い合わせください。

【町内放課後児童クラブ施設一覧】

- 耕心会学童育成クラブ（一武こども園内） ☎38-2525
- サン学童クラブ（サン保育園内） ☎38-2037
- 一武放課後児童クラブ（一武小学校内） ☎38-1045
- 放課後児童クラブらっぴ〜（木上ひかり保育園内） ☎38-2427

その他、保育全般のお問い合わせ

何かご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

錦町役場 住民福祉課 子育て支援係 ☎38-1112